

## 令和7年度予算案の概要

# 令和7年度 厚生労働省予算案の全体像

(単位：億円)

区 分	令和6年度 予算額 (A) (※1)	令和7年度 予算案 (B) (※2)	増△減額 (C) (B-A)	増△減率 (C/A)
一般会計	338,189 (※2)	342,904 (※3)	4,715	1.4%
社会保障関係費 (※4)	335,046	339,723	4,677 (※5)	1.4%
その他の経費	3,144	3,181	38	1.2%
年金特別会計	727,084	721,786	▲5,298	▲0.7%
労働保険特別会計	32,412	33,158	746	2.3%
子ども・子育て 支援特別会計 (育児休業等給付勘定) (※6)	9,312	10,616	1,303	14.0%
東日本大震災復興 特別会計	76	82	6	8.0%

[計数整理の結果、異同を生ずることがある。]

(※1) 令和6年度予算額は当初予算額である。

(※2) 令和6年度予算額の一般会計の額は、国土交通省及び環境省に移行する厚生労働省関係部局分1.4億円を除く。

(※3) 年金スライド分2,200億円を含んでいる。

(※4) 年金・医療・介護・雇用・福祉等の経費であり、義務的経費以外に裁量的経費も含まれる。

(※5) 政府全体の社会保障関係費（こども家庭庁等の所管分を含む）の伸びは5,585億円。

(※6) 育児休業給付関係予算については、労働保険特別会計（雇用勘定）から子ども・子育て支援特別会計（育児休業等給付勘定）に組替えて計上している。

(注) 各特別会計の額は、それぞれの勘定の歳出額の合計額から他会計・他勘定への繰入分を除いた純計額である。また、計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

# 令和7年度厚生労働省予算案（一般会計）における社会保障関係費の内訳

（単位：億円）

区 分	令和6年度 予算額 (A) (※)	令和7年度 予算案 (B)	増△減額 (C) (B-A)	増△減率 (C/A)
社会保障 関係費	335,046	339,723	4,677	1.4%
年金	133,237	136,129	2,892	2.2%
医療	123,532	124,542	1,010	0.8%
介護	37,288	37,374	87	0.2%
雇用	1,505	1,560	54	3.6%
福祉等	39,484	40,118	635	1.6%

[計数整理の結果、異同を生ずることがある。]

(※) 令和6年度予算額は当初予算額である。

(注) 計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計と合致しないものがある。

# 令和7年度 厚生労働省予算案における重点事項

少子高齢化・人口減少時代にあっても、

- 今後の人口動態や経済社会の変化を見据えた保健・医療・介護の構築や包摂社会を実現するとともに、
- 持続的・構造的な賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進を通じて国民一人ひとりが、安心して生涯活躍できる社会の実現に向け、以下を柱に予算措置を行う。

## I. 全世代型社会保障の実現に向けた保健・医療・介護の構築

### <創薬力強化に向けたイノベーションの推進と医薬品等の安定供給確保>

- ◆有望なシーズの医薬品・医療機器等への実用化の促進
- ◆研究開発によるイノベーションの推進
- ◆医薬品等の安定供給の推進

### <医療・介護におけるDX、地域医療・介護の基盤強化の推進等>

- ◆医療・介護分野におけるDXの推進等
- ◆地域医療構想・医師偏在対策・かかりつけ医機能等の推進
- ◆地域包括ケアシステムの推進
- ◆周産期・救急・災害医療体制等の充実

### <国際保健への戦略的取組、感染症対策の体制強化>

- ◆国際保健への戦略的取組の推進、医療・介護分野の国際展開等
- ◆次なる感染症危機に備えた体制強化

### <予防・重症化予防、女性の健康づくり、認知症施策の推進等>

- ◆予防・重症化予防の推進、女性の健康づくり
- ◆認知症施策の総合的な推進
- ◆がん、肝炎、難病対策等の推進
- ◆歯科保健医療・栄養対策・リハビリテーションの推進
- ◆食の安全・安心の確保

## II. 持続的・構造的な賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

### <最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援等>

- ◆最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者への支援等

### <リ・スキリング、ジョブ型人事（職務給）の導入、労働移動の円滑化>

- ◆リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じたジョブ型人事の導入、成長分野等への労働移動の円滑化

### <人材確保の支援の推進>

- ◆人材確保の支援

### <多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組>

- ◆障害者や高齢者等、多様な人材の活躍促進等
- ◆仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進
- ◆ハラスメント防止対策、安心安全な職場環境の実現
- ◆フリーランスの就業環境の整備

### <女性の活躍促進>

- ◆男女間賃金格差の是正に向けた取組の推進等
- ◆子育て中の女性等に対する就職支援の実施
- ◆女性のライフステージごとの健康課題に取り組む事業主への支援等

## III. 一人一人が生きがいや役割を持つ包摂的な社会の実現

### <地域共生社会の実現等>

- ◆相談支援・地域づくり等による重層的支援体制の整備の促進
- ◆生活困窮者自立支援等の推進
- ◆障害者支援の促進、依存症対策の推進
- ◆成年後見制度の利用促進、総合的な権利擁護支援の推進
- ◆困難な問題を抱える女性への切れ目のない支援の推進
- ◆自殺総合対策、ひきこもり支援の更なる推進

### <戦没者の慰霊、年金、被災地支援等>

- ◆戦没者の慰霊・戦没者遺族等の援護の推進
- ◆安心できる年金制度の確立
- ◆被災者・被災施設の支援等

\* 薬価改定への対応：令和6年薬価調査に基づき、国民負担軽減の観点のもとより、創薬イノベーションの推進や医薬品の安定供給の確保の要請にきめ細かく対応する観点から、品目ごとの性格に応じて対象範囲を設定することとする。また、薬価改定基準の適用についても、創薬イノベーションの推進、医薬品の安定供給の確保、国民負担の軽減といった基本的な考え方を踏まえた対応を行う。

\* 生活扶助基準の見直し：生活扶助基準について、一般低所得世帯の消費実態や社会経済情勢等を総合的に勘案して見直しを行う。具体的には、令和7～8年度については、令和4年の社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果による額に月額1,500円/人を加算するとともに、加算後もなお従前の基準額から減額となる世帯は従前の基準額を保障することとし、令和7年10月から実施する。

# 令和7年度 厚生労働省予算案における重点事項（ポイント）

（ ）内は令和6年度当初予算額。□□は令和6年度補正予算に計上された事項。

## I. 全世代型社会保障の実現に向けた保健・医療・介護の構築

### 創薬力強化に向けたイノベーションの推進と医薬品等の安定供給確保

ドラッグラグ・ドラッグロスの解消に向けて、有望シーズの実用化促進、研究開発環境の整備による創薬力の抜本的強化を図るとともに、医薬品等の安定的な供給を実現する。

#### ○有望なシーズの医薬品・医療機器等への実用化の促進 77億円（71億円）

- 次世代バイオ医薬品の製造・開発を担う人材の育成支援
- 医療系ベンチャー・トータルサポート事業（MEDISO）の機能強化
- 小児・希少疾病用医薬品等におけるドラッグロス解消に向けた取組の強化
- 医薬品・医療機器開発におけるレジストリ（疾患登録システム）の利活用を加速させるクリニカル・イノベーション・ネットワーク構想の推進
- 創薬力強化に向けた早期薬事相談・支援の強化
- リアルワールドデータの薬事活用、プログラム医療機器の早期実用化に向けた取組の促進
- 再生・細胞医療・遺伝子治療の実用化の促進

等

- ・ 創薬エコシステム・創薬クラスターの発展支援
- ・ ファースト・イン・ヒューマン（FIH）試験実施体制の整備
- ・ 国際共同治験のためのワンストップ窓口の設置
- ・ 革新的医療機器の創出に向けた産業振興拠点の強化

#### ○研究開発によるイノベーションの推進 551億円（554億円）

- がん・難病に対する全ゲノム解析及びゲノム医療の推進
- 臨床開発・薬事規制調和に向けたアジア拠点の強化
- 産学連携による創薬ターゲット予測・シーズ探索AIプラットフォーム開発
- 日本医療研究開発機構（AMED）における研究及び厚生労働科学研究の推進

等

- ・ AIを活用した創薬に向けたプラットフォームの整備
- ・ がん・難病の全ゲノム解析等の推進

#### ○医薬品等の安定供給の推進

4.4億円（1.7億円）

- 医薬品の供給状況把握のための体制整備
- 後発医薬品の信頼確保のための体制・取組の強化
- 献血血液の確保対策

等

- ・ 後発医薬品の安定供給等に向けた産業構造改革
- ・ バイオ後続品に係る製造施設整備の支援
- ・ 足元の供給不安へ対応するための医薬品の増産体制整備に係る緊急支援
- ・ 医療上必要不可欠な医薬品等の安定供給を図るための支援
- ・ 抗菌薬の安定供給に向けた体制整備
- ・ 血漿分画製剤の生産体制強化による国内自給、安定供給の確保支援

#### 医療・介護におけるDX、地域医療・介護の基盤強化の推進等

医療・介護におけるDXの推進等により、生産性の向上を図るとともに、安心で質の高い医療・介護サービスの提供を図る。

また、高齢化の更なる進展や人口減少に対応するため、限りある資源を有効に活用しながら、質の高い効率的な医療・介護サービスの提供体制を確保するため、地域医療構想の推進や地域包括ケアシステムの構築等に向けた施策を推進する。

#### ○医療・介護分野におけるDXの推進等

49億円（201億円）

- 科学的介護推進のためのデータベースの機能拡充
- 介護分野におけるテクノロジー開発・導入促進に向けた支援の推進
- 医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化

等

- ・ 全国医療情報プラットフォームや電子カルテ情報共有サービスの構築、電子処方箋の更なる全国的な普及拡大等の促進
- ・ 診療報酬改定DXの取組の推進
- ・ マイナ保険証の利用促進に向けた取組
- ・ 公費負担医療制度等のオンラインによる資格確認の取組
- ・ 介護情報基盤の整備等に向けた取組の強化
- ・ 介護分野における介護テクノロジーの導入、協働化等の支援

# 令和7年度 厚生労働省予算案における重点事項（ポイント）

（ ）内は令和6年度当初予算額。□□は令和6年度補正予算に計上された事項。

## I. 全世代型社会保障の実現に向けた保健・医療・介護の構築

### ○地域医療構想・医師偏在対策・かかりつけ医機能等の推進

762億円（878億円）

- ▶ 地域医療介護総合確保基金等による地域医療構想の実現、医師偏在対策に対する支援
- ▶ かかりつけ医機能が発揮される制度の施策の推進
- ▶ 医師の働き方改革等、医療従事者の勤務環境改善に向けた取組の促進
- ▶ ICTや特定行為研修の活用等による訪問看護及び看護師確保対策の推進
- ▶ 地域を支える薬局の機能強化、薬局機能の見える化の推進 等

- ・ 医療分野の生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等の支援
- ・ 医療需要等の変化を踏まえた医療機関に対する支援
- ・ 出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科の支援
- ・ 医療分野における食材料費・光熱水費等の支援
- ・ 医師偏在是正に向けた医師不足地域の診療所の承継・開業の支援、リカレント教育の実施及び医師のマッチングの支援等

### ○地域包括ケアシステムの推進

2,470億円（2,474億円）

- ▶ 地域医療介護総合確保基金等による地域の事情に応じた介護サービス提供体制の整備及び介護従事者の確保支援
- ▶ 地域の多様な主体による柔軟なサービス提供を通じた介護予防の取組の推進と高齢者を地域で支えていく体制の構築支援
- ▶ 保険者機能の一層の推進に向けたインセンティブの強化
- ▶ 介護職員等処遇改善加算の取得支援
- ▶ 高齢者の住まい支援体制の構築に向けた取組の推進
- ▶ 介護施設等の防災・減災対策の推進 等

- ・ 介護分野の生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等の支援
- ・ 訪問介護の提供体制の確保
- ・ 外国人を含む介護人材の確保、育成及び定着に向けた取組支援
- ・ 介護分野における食材料費・光熱水費等の支援

### ○周産期・救急・災害医療体制等の充実

119億円（110億円）

- ▶ 周産期母子医療センター等の周産期医療体制の充実
- ▶ ドクターヘリ・ドクターカーの活用による救急医療体制の強化
- ▶ 災害医療における情報収集機能等の強化、災害時におけるシステム等の活用の推進
- ▶ 医療施設等の防災・減災対策、DMAT・DPAT・災害支援ナース体制の整備・強化等
- ▶ 災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）による災害対応の強化 等

- ・ 出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科の支援（再掲）

### 国際保健への戦略的取組、感染症対策の体制強化

日本の知見を活かし、国際保健分野においてリーダーシップを発揮できるよう戦略的に取り組む。次なる感染症危機への対応として、国立健康危機管理研究機構を創設し、研究及び人材育成等の体制を強化する。

### ○国際保健への戦略的取組の推進、医療・介護分野の国際展開等

52億円（60億円）

- ▶ 「UHCナレッジハブ」の設置及び保健システムの強化等の支援を含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に向けた関係国際機関等への拠出、薬剤耐性（AMR）対策に関する研究開発等の推進
- ▶ 諸外国への人材派遣等による日本の医療技術等の国際展開の推進 等

- ・ アジア諸国等における外国医療人材育成の促進等
- ・ グローバル・ヘルス・イニシアティブ等への拠出を通じたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）推進

### ○次なる感染症危機に備えた体制強化

313億円（87億円）

- ▶ 国立健康危機管理研究機構の創設による感染症の情報収集・分析体制の強化、基礎から臨床に至る総合的な研究開発基盤の整備
- ▶ 感染症危機管理の強化に向けた人材育成等の推進
- ▶ 平時からの計画的な個人防護具の備蓄 等

- ・ 次なる感染症への対応力強化に向けた体制強化

# 令和7年度 厚生労働省予算案における重点事項（ポイント）

（ ）内は令和6年度当初予算額。□□は令和6年度補正予算に計上された事項。

## I. 全世代型社会保障の実現に向けた保健・医療・介護の構築

### 予防・重症化予防、女性の健康づくり、認知症施策の推進等

生涯活躍社会の実現に向け、健康づくり・予防・重症化予防を推進する。加えて、女性健康支援の総合対策、認知症施策を総合的かつ計画的に取り組む。また、がん・肝炎・難病などの各種疾病対策を着実に実施するとともに、歯科保健医療などを推進する。

#### ○予防・重症化予防の推進、女性の健康づくり 45億円（43億円）

- 女性の健康総合センターの体制の強化
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進
- 糖尿病性腎症の重症化予防事業や予防・健康づくりに関する大規模実証事業などの保健事業等への支援 等

・ 女性の健康総合センターの体制の充実、相談支援体制の構築

#### ○認知症施策の総合的な推進 135億円（134億円）

- 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」等に基づく、認知症の人に関する理解の増進、認知症バリアフリーの推進、社会参加の確保等に関する認知症施策の推進 等

・ 認知症の早期発見・早期介入実証プロジェクトの推進及び認知症施策推進計画の策定支援等

#### ○がん対策、循環器病対策等の推進 399億円（406億円）

- 効果的、効率的な子宮頸がん検診の実施に向けた支援を含むがん対策の推進、HPVワクチン等の普及啓発の促進
- 脳卒中・心臓病等患者の包括的な支援体制の構築
- リウマチ・アレルギー疾患、慢性腎臓病（CKD）対策の推進 等

#### ○肝炎対策の推進 1,234億円（1,232億円）

- 肝炎患者等の重症化予防の推進
- 肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進
- 「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」に基づく給付金等の支給 等

#### ○難病・小児慢性特定疾病対策等の推進 1,660億円（1,642億円）

- 難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進
- 移植医療対策の推進

・ 臓器提供体制の強化のための医療機関への支援等

#### ○歯科保健医療・栄養対策・リハビリテーションの推進 39億円（38億円）

- 健康寿命延伸に向けた生涯を通じた歯科健診等の歯科口腔保健の推進
- 地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制の構築
- 健康の維持・増進に向けた栄養対策の推進
- 地域の実情に応じた介護予防・リハビリテーションの推進 等

#### ○食の安全・安心の確保 30億円（29億円）

- 経済連携協定の推進による輸入食品増加に伴う監視体制の強化 等

・ 機能性表示食品等に係る健康被害への対応の強化等

### 安定的で持続可能な医療保険制度の運営確保

#### ○各医療保険制度などに関する医療費国庫負担 10兆2,619億円（10兆1,598億円）

#### ○国民健康保険への財政支援 3,071億円（3,071億円）

#### ○被用者保険への財政支援 1,253億円（1,253億円）

## Ⅱ. 持続的・構造的な賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

### 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援等

賃上げを起点とした所得と生産性の向上を図るため、最低賃金や賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上の取組への支援や、非正規雇用労働者への支援等を行う。

#### ○最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者への支援等 328億円（333億円）

- 事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援
- 雇用管理制度の導入等により従業員の定着・確保を図ることに加え、賃上げにも取り組む事業主への支援
- 生活衛生関係営業者の収益力向上の推進等による支援
- ステップアップを目指す非正規雇用労働者等に対する求職者支援制度による支援

- ・ 最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者向け生産性向上支援
- ・ 生活衛生関係営業者の物価高等への対応に向けた価格転嫁等の取組支援や経営相談支援の実施

（ ）内は令和6年度当初予算額。□□は令和6年度補正予算に計上された事項。

### リ・スキリング、ジョブ型人事（職務給）の導入、労働移動の円滑化

持続的・構造的な賃上げを実現するため、三位一体の労働市場改革を進める。全世代を対象としたリ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じたジョブ型人事（職務給）の導入、成長分野における労働移動の円滑化を促進する。

#### ○リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じたジョブ型人事の導入、成長分野等への労働移動の円滑化 1,593億円（1,633億円）

##### 〈リ・スキリング〉

- 教育訓練休暇給付金の創設等による、経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しの支援の促進
- 労働者のキャリア形成やリ・スキリングの取組を促すための相談支援事業等の拡充
- スキルの階層化、標準化に向けた幅広い業種における団体等検定制度の活用促進
- 公的職業訓練のデジタル推進人材の育成支援
- 生成AIを含むデジタル人材育成のための「実践の場」を開拓するモデル事業の推進
- 事業主等が雇用する労働者に対して職業訓練等を実施した場合の賃金助成の拡充による企業における人材育成の推進

##### 〈ジョブ型人事〉

- 職務給等に関するヒアリング調査を通じた支援ツールの作成



（ ）内は令和6年度当初予算額。□□は令和6年度補正予算に計上された事項。

## II. 持続的・構造的な賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

### 〈労働移動の円滑化〉

- 「job tag」や「しょくばらぼ」の充実及び活用促進、並びにリ・スキリングのプログラムや施策内容を含む各種情報を可視化するプラットフォームの整備及び活用促進
- 成長分野や一定の技能を必要とする未経験分野への就職を希望する就職困難者を雇い入れる事業主への支援による成長分野等への労働移動の円滑化
- 副業・兼業を希望する中高年齢者及び企業の情報を蓄積し、当該中高年齢者に企業情報の提供を行う情報提供モデル事業の拡充 等

### 人材確保の支援の推進

人手不足分野等における人材確保を推進するとともに、高齢者の社会参加、外国人材の就職支援等による人手不足解消に向けた取組を推進する。

#### ○人材確保の支援 416億円（424億円）

- ハローワークの専門窓口（人材確保対策コーナー）の増設による医療・介護分野等への就職支援の強化
- 雇用管理制度の導入等により従業員の定着・確保を図ることに加え、賃上げにも取り組む事業主への支援（再掲）
- シルバー人材センター等を活用した高齢者の就労による社会参加の促進、高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等
- 外国人求職者への就職支援等、適切な外国人材の確保等に向けた実態把握 等

- ・ シルバー人材センター会員の就業環境の整備に向けた取組の強化
- ・ 足元の企業倒産の増加に対する未払賃金立替払による対応

### 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

障害者や高齢者等、多様な人材が能力を発揮しつつ、安心して働き続けられる環境の整備を進める。様々なライフステージに応じた働き方を選択し、意欲に応じて活躍できる社会の実現に向けた取組を行う。

#### ○障害者や高齢者等、多様な人材の活躍促進等 1,914億円（2,044億円）

- ハローワークのマッチング機能強化による障害者の雇入れ等の支援
- 障害者就業・生活支援センターによる地域における就業支援の促進
- 就職氷河期世代を含む中高年層へ向けた就労支援
- 非正規雇用労働者に関する、希望する者の正社員転換の促進、働きながら学びやすい職業訓練試行事業の実施、基本給を定める賃金規定の増額改定等への支援、及び「年収の壁・支援強化パッケージ」による支援
- 高齢者の労働災害防止のための環境整備の推進
- 地域若者サポートステーションにおける就労支援体制の強化
- 育成就労制度の施行に向けた必要な体制整備
- 多様な働き方・多様な雇用機会の創出のための労働者協同組合の活用促進
- 産業保健総合支援センターにおける相談支援の充実等による中小企業等の産業保健活動への支援やメンタルヘルス対策の推進 等

（ ）内は令和6年度当初予算額。□□は令和6年度補正予算に計上された事項。

## II. 持続的・構造的な賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

### ○仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進 **1,289億円（301億円）**

- 仕事と育児・介護の両立に向けた、業務代替整備・柔軟な働き方の導入等を含めた支援
- 共働き・共育て推進に向けた社会的機運の醸成、両立支援制度の導入・活用促進
- 共働き・共育ての推進のため、両親ともに育児休業をした場合に支給する出生後休業支援給付や育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付の創設
- 勤務時間、勤務地、職種・職務を限定した「多様な正社員」制度の普及促進
- 適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着の促進
- 勤務間インターバル制度導入促進のための支援
- 年次有給休暇の取得促進及び選択的週休3日制を含めた多様な働き方の環境整備
- 労働時間の削減等、中小企業の勤務環境改善に向けた支援の実施

- ・ 育児休業取得時等の業務代替支援及び男性の育児休業取得促進に向けた取組支援の拡充

### ○ハラスメント防止対策、安心安全な職場環境の実現

**67億円（66億円）**

- カスタマーハラスメント対策の取組支援を含む職場におけるハラスメント対策の推進

- 高齢者の労働災害防止のための環境整備の推進（再掲）
- 産業保健総合支援センターにおける相談支援の充実等による中小企業等の産業保健活動への支援やメンタルヘルス対策の推進（再掲）

### ○フリーランスの就業環境の整備

**2.3億円（2.1億円）**

- フリーランス・事業者間取引適正化等法の執行体制の整備、フリーランス・トラブル110番における相談支援の実施

- ・ フリーランスの就業環境の整備

## 女性の活躍促進

女性の活躍促進を支えるため、男女間賃金格差の是正、子育て中の女性等に対する就労支援等に取り組む。

### ○女性の活躍促進

**49億円（48億円）**

- 男女間賃金格差の是正に向けた民間企業における女性活躍促進のためのコンサルティングの実施等
- マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援の実施
- 女性のライフステージごとの健康課題に取り組む事業主への支援等

# 令和7年度 厚生労働省予算案における重点事項（ポイント）

（ ）内は令和6年度当初予算額。〔 〕は令和6年度補正予算に計上された事項。

## Ⅲ. 一人一人が生きがいや役割を持つ包摂的な社会の実現

### 地域共生社会の実現等

「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、誰もが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な共生社会づくりを推進する。生活困窮者への支援、障害者支援の推進、困難な問題を抱える女性等に向けた支援体制の強化に取り組むと共に、自殺対策、孤独・孤立対策を推進し、地域の実情に応じた共生社会の実現に向けた取組を推進する。

#### ○相談支援・地域づくり等による重層的支援体制の整備の促進

728億円（555億円）

- 属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の推進 等

#### ○生活困窮者自立支援等の推進

841億円（730億円）

- 相談対応から入居後までの切れ目のない住まい支援の強化、就労支援・家計改善支援の更なる推進・強化
- 都道府県による被保護者健康管理支援事業に係るデータ分析等を通じた市町村支援の枠組みの創設 等
- ・ 居住支援を含む生活困窮者等の支援体制の整備及びNPO法人との連携強化等

#### ○障害者支援の促進、依存症対策の推進

1兆7,101億円（1兆6,218億円）

- 障害福祉サービス事業所等の整備等の推進
- 重度障害者等の通勤や職場等における支援の推進
- 意思疎通支援事業等の体制強化をはじめとする地域生活支援の推進
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の推進
- 地域における依存症対策の支援体制整備、民間団体支援 等
- ・ 障害福祉分野の生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等の支援
- ・ 障害福祉における介護テクノロジーの導入、協働化等の支援
- ・ 障害者就労施設の経営改善等の支援
- ・ 障害福祉分野における食材料費・光熱水費等の支援
- ・ 障害者の社会参加の推進等、共生社会の実現に向けた取組

#### ○成年後見制度の利用促進、総合的な権利擁護支援の推進

10億円（11億円）

- 中核機関の整備等、市町村・都道府県による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

#### ➢ 新たな権利擁護支援策構築に向けたモデル事業の実施 等

- ・ 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するための試行的な取組

#### ○困難な問題を抱える女性への切れ目のない支援の推進

51億円（52億円）

- 官民協働等により、早期発見から地域での自立・定着まで切れ目なく継続的に支援する事業の実施
- 女性自立支援施設における就職支援等の充実、支援の質の向上に向けた取組の推進
- 困難事例に対するスーパーバイズの実施、研修体系の見直し等を通じた女性支援を担う者の育成・支援の強化 等

- ・ 官民協働等による困難な問題を抱える女性への包括的な支援体制の強化

#### ○自殺総合対策、ひきこもり支援の更なる推進

58億円（57億円）

- 地域の実情に応じた継続的な自殺防止対策、民間団体への支援を通じた全国的な自殺防止対策、こども・若者の自殺危機対応チームによる支援の推進
- ひきこもり地域支援センターの設置の促進及び体制の充実によるひきこもり支援の更なる推進 等

- ・ 地域におけるこども・若者等の自殺危機への対応強化

### 戦没者の慰霊・戦没者遺族等の援護の推進

51億円（46億円）

#### ○戦後80年関連事業

#### ○現地調査・遺骨収集の計画的実施、戦没者遺骨の鑑定等に関する体制整備

### 安心できる年金制度の確立

13兆6,129億円（13兆3,237億円）

#### ○持続可能で安心できる年金制度の運営

### 被災者・被災施設の支援等

157億円（99億円）

#### ○被災者・被災施設の支援、雇用の確保、原子力災害からの復興への支援等

- ・ 能登地域等に対する復旧・復興の支援、医療施設等の耐災害性強化等
- ・ 能登地域の雇用と事業を下支えするための支援

# 參考資料

# 令和7年度の消費税増収分の使途について

## 〈令和7年度消費税増収分の内訳〉（公費ベース）

《増収額計：16.3兆円》

### ○基礎年金国庫負担割合2分の1

（平成24・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む）

3.5兆円

### ○社会保障の充実

- ・ 幼児教育・保育の無償化
- ・ 高等教育の無償化
- ・ 子ども・子育て支援新制度の着実な実施
- ・ 医療・介護サービスの提供体制改革
- ・ 医療・介護保険制度の改革
- ・ 難病・小児慢性特定疾病への対応
- ・ 年金生活者支援給付金の支給 等

4.1兆円

### ○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

- ・ 診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.63兆円

### ○後代への負担のつけ回しの軽減

- ・ 高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

7.5兆円

（注1）増収額は、軽減税率制度による減収影響を除いている。

（注2）総合合算制度の見送りによる4,000億円を軽減税率制度の財源としている。

（注3）「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）で示された「こども・子育て支援加速化プラン」を支える安定財源として、インボイス制度導入に伴う消費税収相当分（令和7年度予算約2,000億円）の活用を図ることとしている。

# 令和7年度における「社会保障の充実」（概要）

（単位：億円）

（参考）  
令和6年度  
予算額

事 項	事 業 内 容	令和7年度 予算案	（参考） 令和6年度 予算額	
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の着実な実施・社会的養育の充実 <sup>(注3)</sup>	前年同額	7,000	
	育児休業中の経済的支援の強化 <sup>(注4)</sup>	前年同額	979	
医療・介護	医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分) ・ 診療報酬改定における消費税増収分等の活用分 うち 令和6年度における看護職員、リハビリ専門職などの医療関係職種の賃上げの一部 ・ 医療情報化支援基金	909 1,615 〔 466 〕 —	1,029 1,498 〔 350 〕 172
		地域包括ケアシステムの構築 ・ 平成27年度介護報酬改定における消費税増収分等の活用分(介護職員の処遇改善等) ・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実 ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分) ・ 令和4年度における介護職員の処遇改善 ・ 令和6年度における介護職員の処遇改善	前年同額 前年同額 前年同額 前年同額 689	1,196 414 524 752 517
	医療・介護保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充・子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置	前年同額	693
		被用者保険の拠出金等に対する支援	前年同額	900
		70歳未満の高額療養費制度の改正	前年同額	248
		介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化	前年同額	1,190
		介護保険保険者努力支援交付金	前年同額	200
		国民健康保険への財政支援の拡充 (低所得者数に応じた財政支援、保険者努力支援制度等)	前年同額	3,816
		国民健康保険の産前産後保険料の免除	前年同額	15
	こども医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置の廃止	前年同額	47	
難病・小児慢性特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用 等	前年同額	2,089	
年 金	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	前年同額	644	
	年金生活者支援給付金の支給	前年同額	3,958	
	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	108	106	
合 計		27,986	27,987	

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 消費税増収分(2.4兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.4兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(2.8兆円)の財源を確保。

(注3) 「子ども・子育て支援新制度の着実な実施・社会的養育の充実」の国費分については全額こども家庭庁に計上。

(注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国費分については他省庁分を含む。

# 令和7年度における「新しい経済政策パッケージ」(概要)

## 新しい経済政策パッケージについて(平成29年12月8日閣議決定)(抜粋)

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用する。消費税率の2%の引上げにより5兆円強の増収となるが、この増収分を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半分ずつ充当する。前者について、新たに生まれる1.7兆円程度を、本経済政策パッケージの幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てる。これらの政策は、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げを前提として、実行することとする。

(単位:億円)

事項	事業内容	令和7年度 予算案	(参考) 令和6年度 予算額
待機児童の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿を整備。</li> <li>保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組む(2019年4月から更に1%(月3,000円相当)の賃金引上げ)。(注3)</li> </ul>	前年同額	722
幼児教育・保育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> <li>3歳から5歳までの全ての子供たち及び0歳～2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化(2019年10月～)。(注3)</li> </ul>		8,858
介護人材の処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化を図りつつ、介護職員の更なる処遇改善を実施。この趣旨を損なわない程度で、介護職以外の職員の処遇改善も実施(2019年10月～)。</li> </ul>		1,003
高等教育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> <li>少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、高等教育の修学支援(授業料等減免・給付型奨学金)を着実に実施(2020年4月～)。(注3)(注4)</li> </ul>	6,400	5,908
合計		16,983	16,491

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業(幼児教育・保育の無償化の実施後は、3歳から5歳までの子供たち及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの企業主導型保育事業の利用者負担を助成する事業を含む。)と保育所等の運営費(0歳から2歳までの子供に相当する部分)には、別途、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金を充てる。

(注3) 「待機児童の解消」、「幼児教育・保育の無償化」及び「高等教育の無償化」の国費分については全額こども家庭庁に計上。

(注4) 令和7年度予算案において7,025億円(国及び地方の合計額)を計上。

# 令和7年度薬価改定について（令和6年12月20日 内閣官房長官、財務大臣、厚生労働大臣合意）

令和7年度薬価改定については、令和6年薬価調査に基づいて、以下のとおり実施する。

経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）において、2025年度薬価改定の在り方について検討するとされたことに基づき、平均乖離率が縮小するなど、「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」（平成28年12月20日内閣官房長官、経済財政政策担当大臣、財務大臣、厚生労働大臣決定）当時から**状況が大きく変化**していることや、現役世代等の保険料負担が上昇していることを踏まえ、**令和3年度、令和5年度の薬価改定の慣例に固執することなく、必要な対応**を行う。

改定の対象品目については、国民負担軽減の観点はもとより、創薬イノベーションの推進や医薬品の安定供給の確保の要請にきめ細かく対応する観点から、**品目ごとの性格に応じて対象範囲を設定**することとする。

具体的には、**平均乖離率5.2%を基準として、新薬創出等加算対象品目、後発医薬品についてはその1.0倍、新薬創出等加算対象品目以外の新薬はその0.75倍、長期収載品はその0.5倍、その他医薬品はその1.0倍をそれぞれ超える医薬品を改定対象**とする。

薬価改定基準の適用についても、創薬イノベーションの推進、医薬品の安定供給の確保、国民負担の軽減といった基本的な考え方を踏まえた対応を行う。

具体的には、**創薬イノベーションの推進の観点から、追加承認品目等に対する加算を臨時的に実施**する。また、**安定供給確保が特に求められる医薬品に対して、臨時的に不採算品再算定を実施するとともに、最低薬価を引き上げる**こととする。併せて、**今回の改定に伴い新薬創出等加算の累積額については控除**する。

改定対象範囲	影響額※1	対象品目数全体 (総数17,440品目)	新薬※ (2,480品)		長期収載品 (1,710品目)	後発品 (8,859品目)	その他品目※2 (4,390品目)
			新創品 (650品目)	新創品以外の新薬 (1,830品目)			
			平均乖離率1倍超	平均乖離率0.75倍超	平均乖離率0.5倍超	平均乖離率1倍超	平均乖離率1倍超
改定対象品目数 (割合)	▲2,466億円	9,320品目 (53%)	60品目 (9%)	1,000品目 (55%)	1,500品目 (88%)	5,860品目 (66%)	900品目 (20%)

(※1) 令和7年度予算ベース

(※2) 新薬は、後発品のない先発品であり、長期間収載されている先発品を含んでいる。その他品目は、昭和42年以前に収載された医薬品。

(注) 数はいずれも概数であり、カテゴリーごとの内訳は今後の精査により変動しうる。



### 2. 医薬品関係

#### (1) 薬価改定

令和7年度薬価改定については、「令和7年度薬価改定について」（令和6年12月20日内閣官房長官、財務大臣、厚生労働大臣合意）に基づいて、以下の通り実施する。

改定の対象品目については、国民負担の軽減はもとより、創薬イノベーションの推進や医薬品の安定供給の確保の要請にきめ細かく対応する観点から、品目ごとの性格に応じて、対象範囲を設定することとする。具体的には、**平均乖離率5.2%を基準として、新薬創出・適応外薬解消等促進加算（以下「新薬創出等加算」という。）対象品目、後発医薬品については、その1.0倍、新薬創出等加算対象品目以外の新薬はその0.75倍、長期収載品はその0.5倍、その他医薬品はその1.0倍をそれぞれ超える医薬品を改定対象とする。**

薬価改定基準の適用についても、創薬イノベーションの推進、医薬品の安定供給の確保、国民負担の軽減といった基本的な考え方を踏まえ、令和7年度薬価改定において次の通りとする。

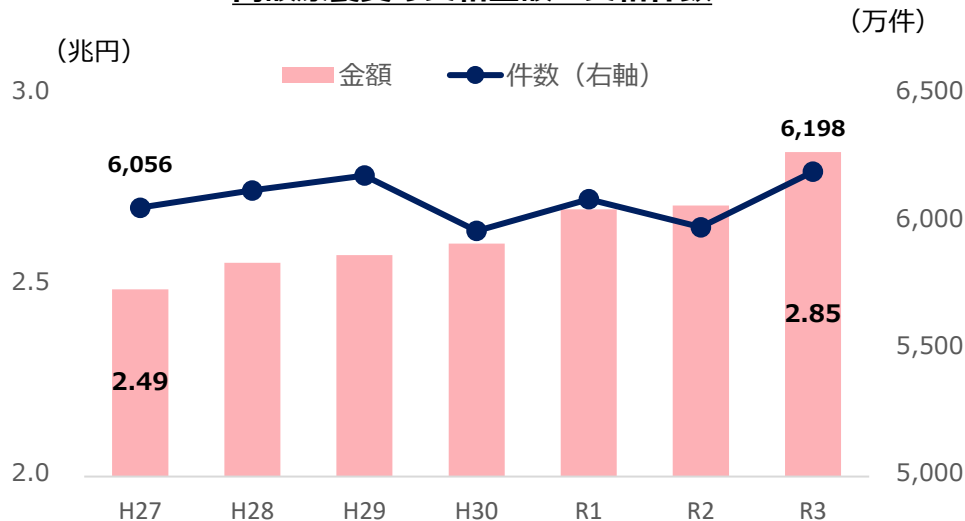
- ・ 後発医薬品等の価格帯集約、基礎的医薬品、最低薬価、及び新薬創出等加算については適用する。
- ・ 追加承認品目等に対する加算を臨時的に実施する。
- ・ 安定供給確保が特に求められる医薬品に対して、臨時的に不採算品再算定を実施するとともに、最低薬価を引き上げる。
- ・ 既収載品の外国平均価格調整については適用する。
- ・ 新薬創出等加算の累積額については控除（なお、新薬創出等加算対象品目等を比較薬にして算定された品目の取扱いも含む）する。
- ・ その他の既収載品の算定ルール（長期収載品の薬価の改定、再算定※）については、適用しない。※ただし、薬価改定の際以外の再算定を除く。

このうち特に、今後の診療報酬改定のない年の薬価改定についても、創薬イノベーションの推進、医薬品の安定供給の確保、国民負担の軽減といった要請についてバランスよく対応する中で、その在り方について検討することとし、その際には、長期収載品に係る内容については、後発医薬品の置換えの状況等について検証しつつ、さらなる長期収載品の薬価上の措置について検討する。また、診療報酬改定のある年にのみ適用されてきた市場拡大再算定についても、国民負担の軽減と創薬イノベーションの推進とのバランスを踏まえ検討する。これらの検討の状況について、令和7年末に中間的なフォローアップを実施し、その結果を公表する。

この結果、令和7年度において、薬剤費2,466億円（国費648億円）の削減とする。

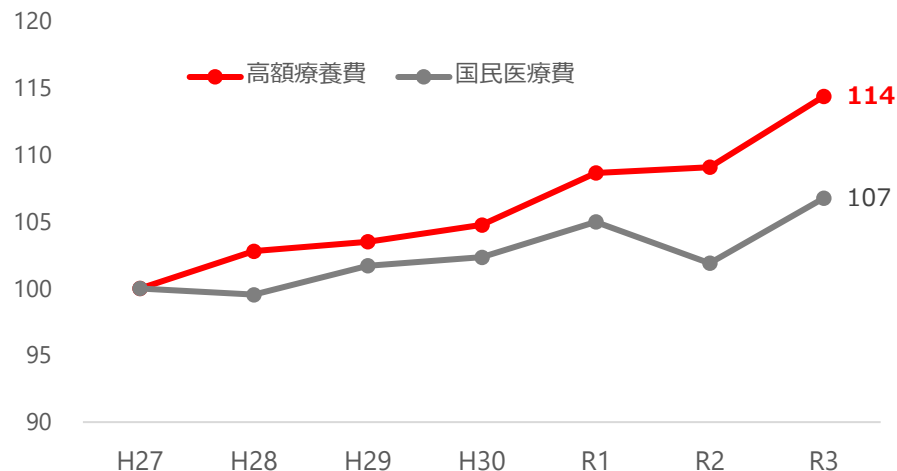
# 高額療養費と実効給付率の推移

### 高額療養費の支給金額・支給件数



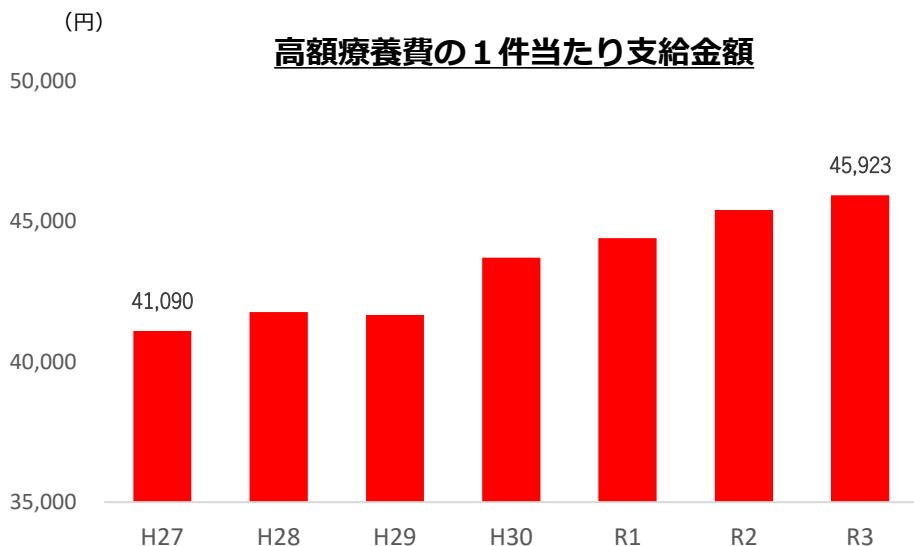
(出典) 厚生労働省「医療保険に関する基礎資料集」

### 高額療養費と国民医療費の伸び (H27を100とした場合)



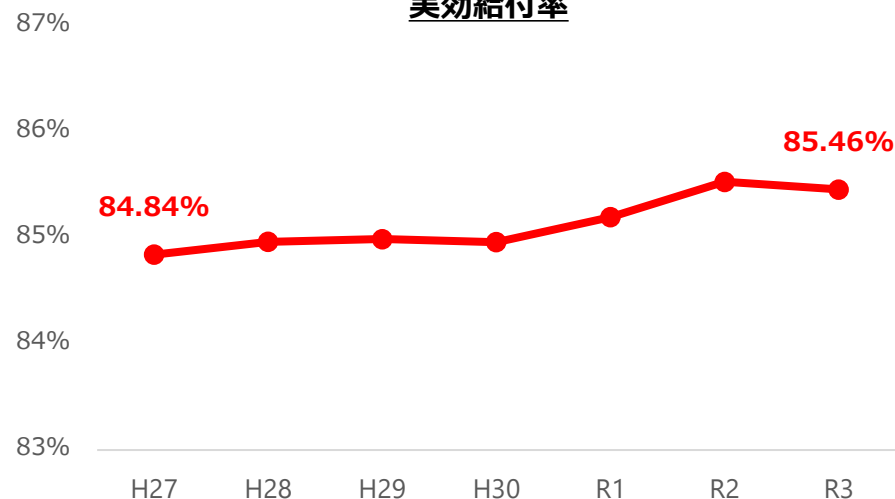
(出典) 厚生労働省「医療保険に関する基礎資料集」「国民医療費」

### 高額療養費の1件当たり支給金額



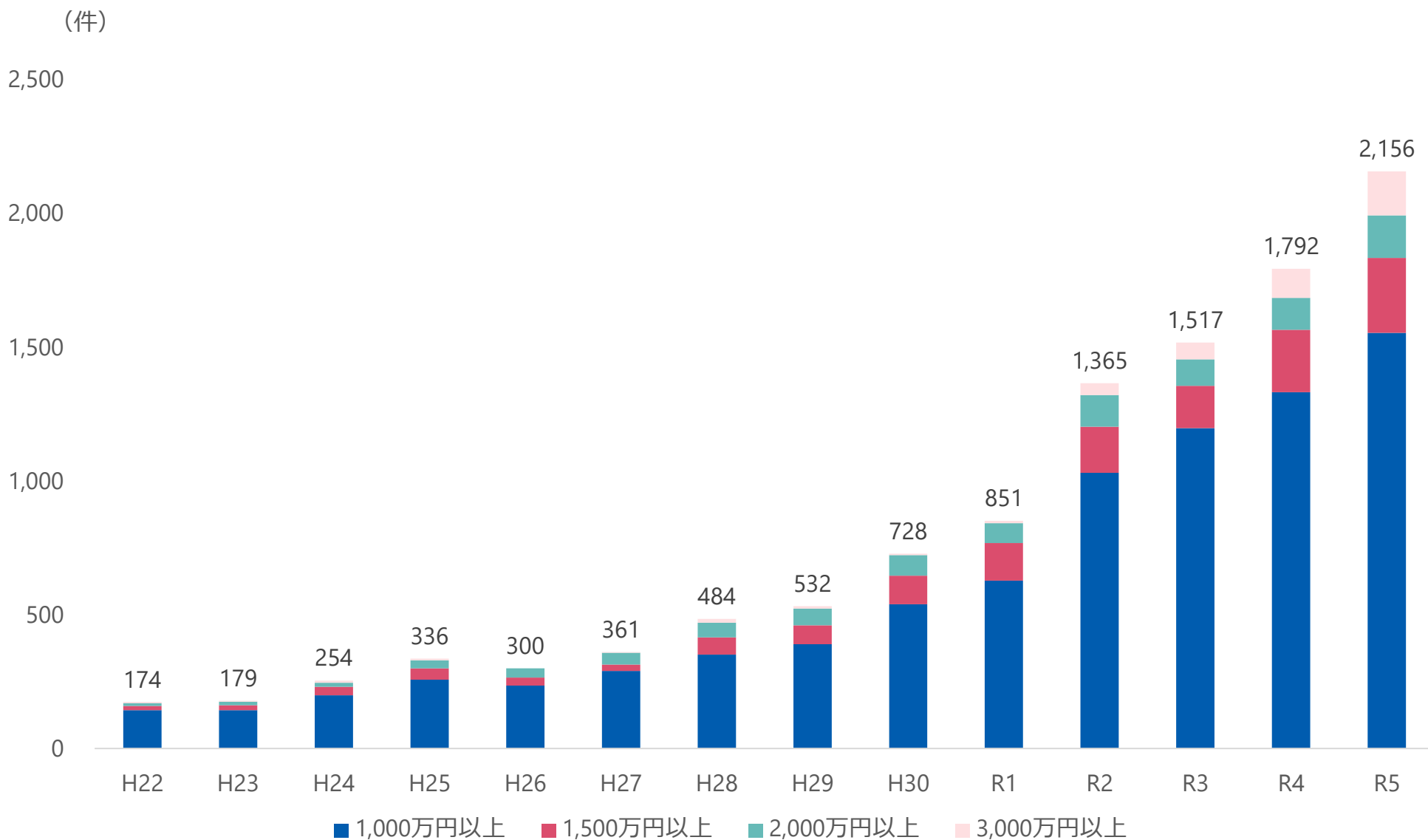
(出典) 厚生労働省「医療保険に関する基礎資料集」

### 実効給付率



(出典) 厚生労働省「医療保険に関する基礎資料集」

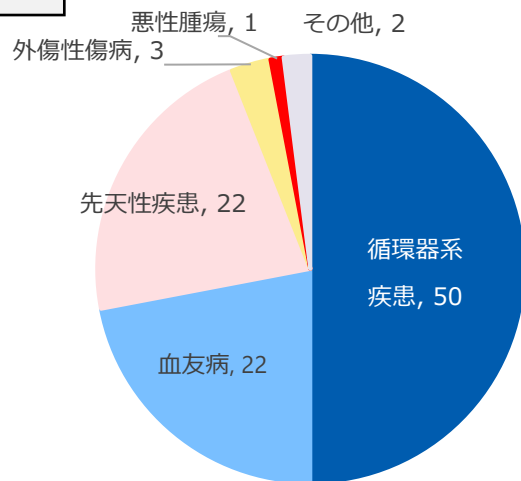
# 健保組合における1,000万円以上高額レセプトの件数の推移



(出典) 健康保険組合連合会「高額レセプト上位の概要」

# 健保組合における高額レセプト上位100位について

H26年度

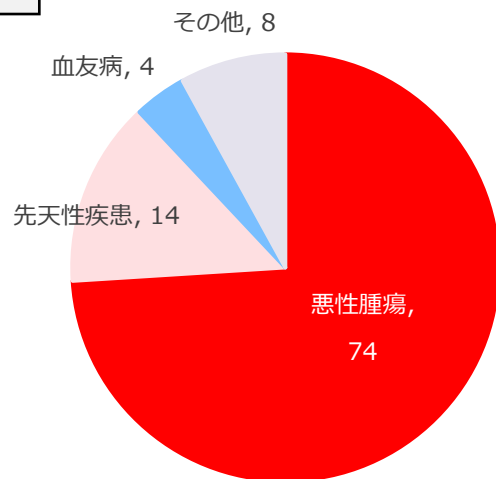


上位100位平均：約**1,861**万円（最高金額：約3,000万円）

## 【疾患別の主な高額要因】

- 特発性拡張型心筋症、肥大型心筋症  
➡ 植込型補助人工心臓HeartMate II（約1,830万円～1,890万円）
- 左心低形成症候群、大血管転位症、大動脈弓離断症等 ➡ 心臓手術
- 血友病A、血友病B ➡ ノボセブン（薬価：約8万円～40万円）

R5年度



上位100位平均：約**5,586**万円（最高金額：約1億7,800万円）

## 【疾患別の主な高額要因】

- 脊髄性筋萎縮症 ➡ ゾルゲンスマ（薬価：約16,708万円）
- B細胞性急性リンパ芽球性白血病、びまん性大細胞型B細胞リンパ腫  
➡ キムリア、ブレヤンジ、イエスカルタ（薬価：約3,265万円）
- 血友病A ➡ ヘムライブラ（薬価：約29万円～122万円）  
※従来のノボセブン等も併用されている。

（出典）健康保険組合連合会「令和5年度 高額医療交付金交付事業における高額レセプト上位の概要」

（注）上記の薬価は令和6年3月時点のもの。

# 高額療養費制度の見直しについて

- 高額療養費について、高齢化や高額薬剤の普及等によりその総額は年々増加しており、結果として現役世代を中心とした保険料が増加してきた。そこで、**セーフティネットとしての高額療養費の役割を維持しつつ、健康な方を含めた全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図る**観点から、以下の方向で見直す。
- 具体的には、下表のとおり、負担能力に応じたきめ細かい制度設計を行う観点から、①各所得区分ごとの自己負担限度額を引き上げる（低所得者に配慮）とともに、②住民税非課税区分を除く各所得区分の細分化を実施する（具体的なイメージは次ページ参照）。
- 併せて、年齢ではなく能力に応じた全世代の支え合いの観点から、低所得高齢者への影響を極力抑制しつつ、70歳以上固有の制度である外来特例の見直しを行うことにより、全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図る。

## 【自己負担上限額の見直し】

### ①各所得区分ごとの自己負担限度額の引上げ（2025年8月～）

		案
考え方		■ 前回見直しを行った約10年前からの平均給与の伸び率が約9.5~約12%であることを踏まえ、平均的な所得層の引き上げ幅を10%に設定。
具体的な自己負担上限額引き上げ幅	年収約1,160万円～	+15%
	年収約770～1,160万円	+12.5%
	年収約370～770万円	+10%
	～年収約370万円	+5%
	住民税非課税	+2.7%
	住民税非課税（所得が一定以下）	+2.7%

### ②各所得区分の細分化（2026年8月～、2027年8月～）

- 各所得区分（住民税非課税を除く）を3区分に細分化し、それぞれの所得に応じて、自己負担上限額を引上げ（激変緩和措置として2段階で引上げ）

（参考）過去の見直しにおいても、協会けんぽ加入者の標準的な報酬月額額の25%となるように自己負担上限額を設定している。

## 【外来特例の見直し（2026年8月～）】

※ [ ]内は年間上限額

所得区分	現行	見直し後
一般（2割負担）	18,000円 [年14.4万円]	28,000円 [年22.4万円]
一般（1割負担）		20,000円 [年16.0万円]
住民税非課税	8,000円	13,000円
住民税非課税（所得が一定以下）	8,000円	8,000円 (据え置き)

### <財政影響試算（粗い推計）>

保険料	▲3,700億円
加入者1人当たり 保険料軽減額（年額）	▲1,100円 ～▲5,000円
実効給付率	▲0.62%
（参考）	
公費	▲1,600億円
国	▲1,100億円
地方	▲500億円

※ 上記は満年度ベースの数字

# 高額療養費制度の見直しのイメージ

自己負担限度額  
(70歳以上・定額分)

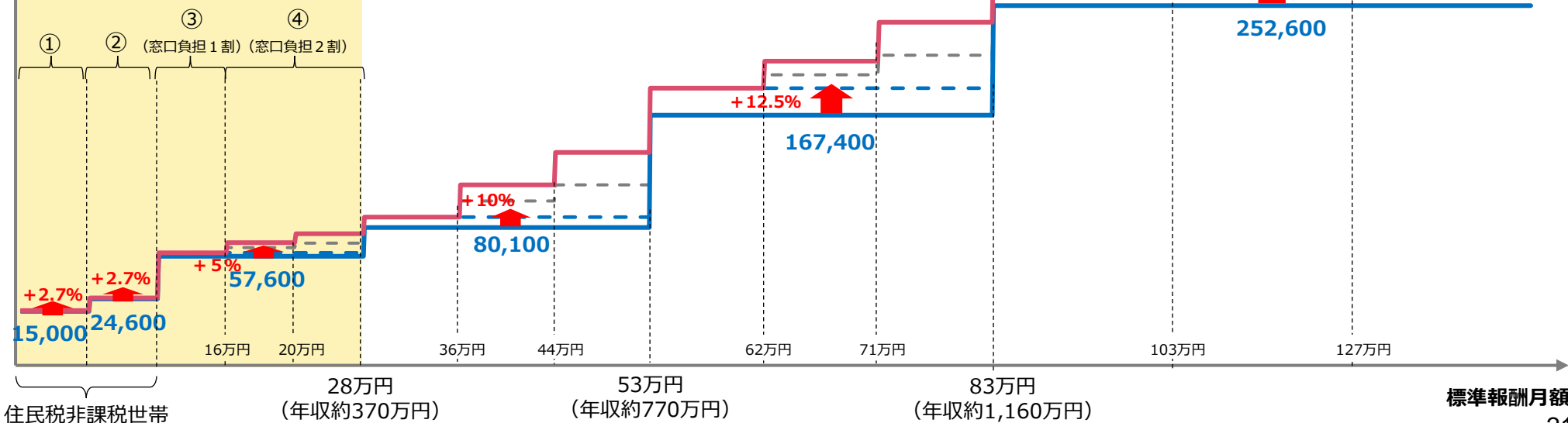
- : 現行
- - : 定率引上げ後 (令和7年8月~)
- - : 細分化に伴う引き上げ後 (令和8年8月~) ※1段階目
- : 細分化に伴う引き上げ後 (令和9年8月~) ※2段階目

低所得者には十分な配慮

- 住民税非課税世帯  
: 引き上げ率は年金改定率と同じ
- 平均を下回る所得層  
: 引き上げ率を緩和

## 70歳以上の外来上限の自己負担限度額の見直し (月額上限)

- ① 8,000円 → 8,000円 【据え置き】
  - ② 8,000円 → 13,000円
  - ③ 18,000円 → 20,000円
  - ④ 18,000円 → 28,000円
- (年間上限)
- ③ 144,000円 → 160,000円
  - ④ 144,000円 → 224,000円



※赤字の引き上げ率は、令和7年8月の定率引き上げ時の数字

# 70歳未満

○ 高額療養費の自己負担上限額を以下のとおり見直すことにより、機械的に試算すると、**加入者1人当たりの保険料（年間）は1,100円～5,000円の軽減が見込まれる。**

定率引上げ (R7.8～R8.7)			細分化		R8.8～R9.7	R9.8～
区分	要件	月単位の限度額	区分	要件	月単位の限度額	月単位の限度額
ア	<b>年収：約1,160万円～</b> (月収：83万円～)	<b>+15%</b> 290,400 + 1% <多数回該当：161,100>	1	<b>年収：約1,650万円～</b> (月収：127万円～)	367,200 + 1% <多数回該当：203,700>	444,300 + 1% <多数回該当：246,600>
		( 252,600 + 1% <多数回該当：140,100> )	2	<b>年収：約1,410万円～約1,650万円</b> (月収：103万円～121万円)	325,200 + 1% <多数回該当：180,300>	360,300 + 1% <多数回該当：199,800>
			3	<b>年収：約1,160万円～約1,410万円</b> (月収：83万円～98万円)	290,400 + 1% <多数回該当：161,100>	290,400 + 1% <多数回該当：161,100>
イ	<b>年収：約770万円～約1,160万円</b> (月収：53万円～79万円)	<b>+12.5%</b> 188,400 + 1% <多数回該当：104,700>	4	<b>年収：約1,040万円～約1,160万円</b> (月収：71万円～79万円)	220,200 + 1% <多数回該当：122,400>	252,300 + 1% <多数回該当：140,100>
		( 167,400 + 1% <多数回該当：93,000> )	5	<b>年収：約950万円～約1,040万円</b> (月収：62万円～68万円)	204,300 + 1% <多数回該当：113,400>	220,500 + 1% <多数回該当：122,400>
			6	<b>年収：約770万円～約950万円</b> (月収：53万円～59万円)	188,400 + 1% <多数回該当：104,700>	188,400 + 1% <多数回該当：104,700>
ウ	<b>年収：約370万円～約770万円</b> (月収：28万円～50万円)	<b>+10%</b> 88,200 + 1% <多数回該当：48,900>	7	<b>年収：約650万円～約770万円</b> (月収：44万円～50万円)	113,400 + 1% <多数回該当：63,000>	138,600 + 1% <多数回該当：76,800>
		( 80,100 + 1% <多数回該当：44,400> )	8	<b>年収：約510万円～約650万円</b> (月収：36万円～41万円)	100,800 + 1% <多数回該当：55,800>	113,400 + 1% <多数回該当：63,000>
			9	<b>年収：約370万円～約510万円</b> (月収：28万円～34万円)	88,200 + 1% <多数回該当：48,900>	88,200 + 1% <多数回該当：48,900>
エ	<b>年収：～約370万円</b> (月収：～26万円)	<b>+5%</b> 60,600 <多数回該当：46,500>	10	<b>年収：約260万円～約370万円</b> (月収：20万円～26万円)	69,900 <多数回該当：47,400>	79,200 <多数回該当：48,300>
		( 57,600 <多数回該当：44,400> )	11	<b>年収：約200万円～約260万円</b> (月収：16万円～19万円)	65,100 <多数回該当：46,800>	69,900 <多数回該当：47,400>
			12	<b>年収：～約200万円</b> (月収：～15万円)	60,600 <多数回該当：46,500>	60,600 <多数回該当：46,500>
オ	<b>住民税非課税</b>	<b>+2.7%</b> 36,300 <多数回該当：25,200> ( 35,400 <多数回該当：24,600> )	13	<b>住民税非課税</b>	36,300 <多数回該当：25,200>	36,300 <多数回該当：25,200>

※1 括弧内の金額は現行の限度額。 ※2 年収額は目安の額であり、実際の所得区分の判定基準には月収（標準報酬月額）等が用いられる。

※3 「+ 1%」とは、一定額を超える医療費に対して1%の自己負担を求めるもの。

# 70歳以上

○ 高額療養費の自己負担上限額を以下のとおり見直すことにより、機械的に試算すると、**加入者1人当たりの保険料（年間）は1,100円～5,000円の軽減が見込まれる。**

定率引上げ (R7.8～R8.7)			細分化			R8.8～R9.7	R9.8～
区分	要件	月単位の限度額	区分	要件	月単位の限度額	月単位の限度額	月単位の限度額
現並 みⅢ	年収：約1,160万円～ (月収：83万円～)	+15% 290,400 + 1% <多数回該当：161,100>	1	年収：約1,650万円～ (月収：127万円～)	367,200 + 1% <多数回該当：203,700>	444,300 + 1% <多数回該当：246,600>	
		252,600 + 1% <多数回該当：140,100>	2	年収：約1,410万円～約1,650万円 (月収：103万円～121万円)	325,200 + 1% <多数回該当：180,300>	360,300 + 1% <多数回該当：199,800>	
			3	年収：約1,160万円～約1,410万円 (月収：83万円～98万円)	290,400 + 1% <多数回該当：161,100>	290,400 + 1% <多数回該当：161,100>	
現並 みⅡ	年収：約770万円～約1,160万円 (月収：53万円～79万円)	+12.5% 188,400 + 1% <多数回該当：104,700>	4	年収：約1,040万円～約1,160万円 (月収：71万円～79万円)	220,200 + 1% <多数回該当：122,400>	252,300 + 1% <多数回該当：140,100>	
		167,400 + 1% <多数回該当：93,000>	5	年収：約950万円～約1,040万円 (月収：62万円～68万円)	204,300 + 1% <多数回該当：113,400>	220,500 + 1% <多数回該当：122,400>	
			6	年収：約770万円～約950万円 (月収：53万円～59万円)	188,400 + 1% <多数回該当：104,700>	188,400 + 1% <多数回該当：104,700>	
現並 みⅠ	年収：約370万円～約770万円 (月収：28万円～50万円)	+10% 88,200 + 1% <多数回該当：48,900>	7	年収：約650万円～約770万円 (月収：44万円～50万円)	113,400 + 1% <多数回該当：63,000>	138,600 + 1% <多数回該当：76,800>	
		80,100 + 1% <多数回該当：44,400>	8	年収：約510万円～約650万円 (月収：36万円～41万円)	100,800 + 1% <多数回該当：55,800>	113,400 + 1% <多数回該当：63,000>	
			9	年収：約370万円～約510万円 (月収：28万円～34万円)	88,200 + 1% <多数回該当：48,900>	88,200 + 1% <多数回該当：48,900>	
一般	年収：～約370万円 (月収：～26万円)	+5% 60,600 <多数回該当：46,500> 外来特例 18,000 (外来年間上限：144,000)	10	年収：約260万円～約370万円 (月収：20万円～26万円) ※75歳以上：窓口負担2割	69,900 <多数回該当：47,400> 外来特例 28,000 (外来年間上限 224,000)	79,200 <多数回該当：48,300> 外来特例 28,000 (外来年間上限 224,000)	
		57,600 <多数回該当：44,400> 外来特例 18,000 (外来年間上限：144,000)	11	年収：約200万円～約260万円 (月収：16万円～19万円) ※75歳以上：窓口負担2割	65,100 <多数回該当：46,800> 外来特例 28,000 (外来年間上限 224,000)	69,900 <多数回該当：47,400> 外来特例 28,000 (外来年間上限 224,000)	
			12	年収：～約200万円 (月収：～15万円) ※75歳以上：窓口負担1割	60,600 <多数回該当：46,500> 外来特例 20,000 (外来年間上限 160,000)	60,600 <多数回該当：46,500> 外来特例 20,000 (外来年間上限 160,000)	
低Ⅱ	住民税非課税	+2.7% 25,300 外来特例 8,000 24,600 外来特例 8,000	13	住民税非課税	25,300 外来特例 13,000	25,300 外来特例 13,000	
低Ⅰ	住民税非課税 (一定所得以下)	+2.7% 15,400 外来特例 8,000 15,000 外来特例 8,000	14	住民税課税 (一定所得以下)	15,400 外来特例 8,000	15,400 外来特例 8,000	

※1 括弧内の金額は現行の限度額。 ※2 年収額は目安の額であり、実際の所得区分の判定基準には月収（標準報酬月額）等が用いられる。

※3 「+1%」とは、一定額を超える医療費に対して1%の自己負担を求めるもの。



# 令和7年度生活扶助基準の見直しの内容

## I 足下の社会経済情勢等を踏まえた当面の対応（令和7～8年度の2年間）

- 生活扶助基準については、一般低所得世帯の消費実態や社会経済情勢等を総合的に勘案して、必要に応じ改定を行っており、今回の見直しの対象期間においても、この考え方を基本とする。
- 前回の令和5～6年度の臨時的・特例的な対応の措置時（令和4年末）から一定期間が経過し、その間も物価・賃金などが上昇基調にあることを背景として消費が緩やかに増加していることも考慮し、社会経済情勢等を総合的に勘案して、当面2年間（令和7～8年度）の臨時的・特例的な措置を実施。
  - ① 令和4年の生活保護基準部会の検証結果に基づく令和元年当時の消費実態の水準に一人当たり月額1,500円を特例的に加算
    - ※ ただし、入院患者・介護施設入所者については、食費・光熱費等が現物給付されている状況等を踏まえ、現行の一人当たり月額1,000円の加算額を維持
  - ② ①の措置をしても従前の基準額から減額となる世帯については、従前の基準額を保障

## II 令和9年度以降の生活扶助基準の検討

- 令和9年度以降の生活扶助基準については、今後の社会経済情勢等の動向を見極めつつ、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図る観点から必要な対応を行うため、令和9年度予算の編成過程において改めて検討。
  - その際、年齢階級・世帯人員・級地別の分析が可能な5年に一度の生活保護基準部会での定期検証について、1年前倒しでの実施を図り、その検証結果を適切に反映することとする。

施行時期： 令和7年10月～

財政影響額： +50億円程度（令和7年度は+20億円程度）